

世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

平成27年7月「難病の患者に対する医療等に関する法律」の指定難病が追加された。これに合わせ、区の心身障害者福祉手当の支給対象者を見直し、同手当条例を改正することとしたため、報告する。

1 主旨

平成27年7月「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病医療法」という。）」の指定難病の追加に伴い、世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給対象難病を見直し、世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する。

2 経緯

(1) 平成27年1月の難病医療法の施行に伴う手当の見直し

① 難病医療費助成制度は都道府県が実施している事業であり、平成27年1月より国の通知に基づく特定疾患治療研究事業から難病医療法に基づく新制度となり、110疾病が指定難病となった。これを踏まえて、都において医療費助成制度の見直し及び「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「都規則」という。）」の一部改正等が行われた。

② 区では、難病医療法及び都規則を踏まえて、手当の対象難病等を見直し、対象難病が83疾病から132疾病へ拡充された。手当の改正条例は平成27年3月9日に施行され、平成27年1月1日より適用された。

(2) 平成27年7月の難病医療法の指定難病追加

平成27年7月に難病医療法の指定難病が196疾病追加され、110疾病と合わせて306疾病となった。これを踏まえて、今後、都において医療費助成制度の見直し及び都規則の一部改正等が行われる予定である。

3 手当の見直しの考え方及び条例改正内容

現在、手当のうち難病手当については、公平性を確保する観点から、難病医療費助成制度の対象となる難病でかつ認定基準を満たす場合を支給対象としている。今後は、上記の法改正にあわせ、以下のとおり対応する。

① 手当対象難病の見直し（別紙「疾病の対象区分」参照）

平成27年7月の難病医療法の指定難病追加196疾病のうち、6疾病は東京都の

難病医療費助成制度の対象難病から移行もしくは一部移行したもので、既に手当の対象となっているため、新規難病である190疾病を手当の対象難病に追加する。

② 改正手当条例の遡及適用

区議会第3回定例会で手当条例改正後、公布の日から施行し、難病医療法の指定難病追加に合わせて、平成27年7月1日に遡って適用する。公布後速やかに対象者に手当申請をしてもらう。

③ 所要の経過措置（別紙「疾病の対象区分」参照）

難病医療法の指定難病追加を踏まえた都規則の改正においては、既に難病医療費助成を受けている者について、円滑な制度移行を図るため、経過措置が規定され、難病医療費助成の対象として医療証が交付される予定である。

具体的には、今回都単独助成難病から難病医療法の対象として移行した難病について既に認定を受けた者は、平成29年12月31日までの3年間（但し、難病医療法に移行した場合を除く。）、これまでどおり都の認定基準により難病医療費助成の対象として判定され、医療証が交付されるものである。

手当においても、これらの者を対象者とするとともに、当該経過措置に該当しなくなった場合は対象外とするよう、所要の経過措置を整備し、制度間の整合を図る。

④ 手当の支給開始月の遡及について

手当の支給開始月については、手当条例において、手当の申請をした日の属する月から支給する旨定められているが、今回、改正手当条例の適用を遡及させることや、新規難病が多く、新規対象者の手当申請が遅れ、支給漏れになることを防ぐため、改正条例施行後6ヶ月までに、今回の難病医療法の指定難病追加196疾病による手当を申請した者については、当該難病による医療費助成の申請日の属する月に遡って手当を支給する。

⑤ 生活保護受給者の難病手当について

現在、難病医療費助成制度の対象外である難病の生活保護受給者については、手当支給要件について要否意見書等で難病の状況を確認し支給している。難病医療法の指定難病追加に伴い、難病医療法の指定難病を有する者は同法の対象となり受給者証が交付されるが、都単独助成難病を有する者はこれまでどおり要否意見書等で難病の状況を確認するため、生活保護受給者の手当規定について整合を図る。

4 医療費助成及び手当の申請状況

(1) 平成27年1月新規難病（34疾病）による医療費助成及び手当の申請状況

難病情報センター資料より全国の該当難病患者数が約4万5千人であることから、区内該当難病患者約340人を医療費助成の申請者と見込み、このうち65歳以上及び手帳所持者を除き、所得制限等の受給資格を満たす者を手当申請者と見込んだ。現在、医療費助成申請者数が毎月増加傾向にあり制度が徐々に浸透しているものの、当初の見込みを下回っている。

(2) 平成27年7月新規難病（190疾病）による医療費助成の申請状況

(1)と同様に、難病情報センター資料より全国の該当難病患者数が約34万人であることから、区内該当難病患者数は約2,400人と想定できる。7月において、新規難病(190疾病)による区内医療費助成申請については、徐々に出されている状況である。

(3) 新規難病と旧都制度対象難病との比較 (別表参照)

平成27年1月及び7月に難病医療法で指定された新規難病については、それ以前に東京都医療費助成の対象となっていた難病と比べ、患者数が少なく、希少性が高い。このため、診断・治療に対応できる専門医療機関が限られており、患者団体や家族会もないことから、新制度の浸透に時間がかかると考えられる。

5 概算経費

新規難病(190疾病)を対象とすることによる概算経費 約3,000千円

6 今後の取り組み

- ① 今後さらに新規難病による申請状況を踏まえて分析を進めていく。
- ② 世田谷保健所と連携して東京都へ、希少性の高い難病に対する医療提供体制の充実(診断・治療のための情報収集、研修、相談、医療連携等)について要望していく。
- ③ 区のおしらせ及びホームページ等により、平成27年7月の難病医療法の指定難病追加の周知に加え、手当の改正について区民や関係機関等へ周知を行う。

7 今後のスケジュール (予定)

平成27年9月3日 福祉保健常任委員会 報告
 9月中旬～ 区議会第3回定例会 手当条例一部改正提案
 10月 手当条例一部改正施行予定 適用は平成27年7月1日より

(別表)

平成27年1月前の都制度(82疾病)	1疾病平均患者数(全国) 約15,000人 1万人に1人以上の患者率 22疾病 1万人に1人未満の患者率 60疾病
平成27年1月新規難病(34疾病)	1疾病平均患者数(全国) 約1,300人 1万人に1人以上の患者率 0疾病 1万人に1人未満の患者率 34疾病
平成27年7月新規難病(190疾病)	1疾病平均患者数(全国) 約1,800人 1万人に1人以上の患者率 6疾病 1万人に1人未満の患者率 184疾病